

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

1 当事業所が提供するサービスの相談窓口

電話 04-2951-3001 (月～金 8時30分～17時30分まで)

担当 介護支援専門員

※ご不明な点はなんでもおたずねください。

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	東所沢みどりの郷指定居宅介護支援事業所
所在地	埼玉県所沢市大字坂之下 941-3
介護保険指定番号	居宅介護支援 (所沢市 1172500496 号)
通常の事業の実施地域	所沢市

(2) 同事業所の職員体制

	人員	従事する業務・資格等
管理者	1	業務管理・法令遵守に関する指揮命令
介護支援専門員	5	ケアプランの作成・事業者との連絡調整

(3) 営業時間

平日	8時30分～17時30分
土曜日	休日
日・祝日	休日
その他の休日	12月31日～1月3日

※ 緊急連絡先 04-2951-3001

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

居宅介護支援の依頼→ 契約をする→ 課題分析（アセスメント）→ 居宅サービス計画原案作成・支給限度額確認・利用者負担計算→ サービス事業者選択・サービス担当者会議による担当者間の調整→ 居宅サービス計画を利用者に説明し同意を得る→ サービス利用票およびサービス提供票を作成→ サービス提供→ モニタリング（居宅サービス利用状況と生活状況の見守り）

*利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求めることができます。

*利用者はその事業所をケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができます。

*入院時には担当介護支援専門員名を医療機関にお伝えください。

4 利用料

(1) 居宅介護支援の利用料 「地域区分別 1 単位の単価（6 級地）10.42 円」

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下の通りです。利用者負担額は、原則として無料です。

1 月につき 要介護 1・2 (11,316 円)

要介護 3～5 (14,702 円)

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合は、もしくは要介護度状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合。

1 月につき 3,126 円

通院時情報連携加算：利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、ケアプランに記録した場合。（1 回/1 月）

1 月につき 521 円 （1 月に 1 回）

入院時情報連携加算Ⅰ：利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに病院等の職員に対して利用者の必要な情報を提供した場合。

1 月につき 2,605 円

入院時情報連携加算Ⅱ：利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合。

1 月につき 2,084 円

退院・退所加算：病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

＊初回加算との同時算定不可 ＊入院（所）中1回限度

Iイ 4,689円 Iロ 6,252円 IIイ 6,252円 IIロ 7,815円 III 9,378円

緊急時等居宅カンファレンス加算：病院または診療所の求めにより、居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービスの調整を行った場合。

1回につき 2,084円（1月に2回限度）

ターミナルケアマネジメント加算：終末期の医療やケアの方針について利用者又は家族の意向を把握した上で看取りを行い、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者に提供を行った場合。

1月につき 4,168円

② 加算の基準に適合していると市に届け出ている加算

特定事業所加算II：加算の体制要件、人材要件を満たす場合。

1月につき 4,386円

※要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので

自己負担はありません。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金は頂きません。

5 利用者の人権の擁護・虐待等防止のための措置

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

② 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施をします。

③ 虐待防止のための指針・組織内の体制の整備をします。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所はサービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

6 身体拘束の適正化

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をおこないません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 事業継続計画

事業継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その

計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

8 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示をおこないます。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

9 ハラスメント防止のための措置

ハラスメント防止のための研修を実施します。また、利用者に対して安定したサービスを提供するため、職場及び訪問先、利用者宅におけるハラスメント防止のための指針を整備します。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：全国社会福祉協議会

保険名：社会福祉施設総合損害補償

11 サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 東所沢みどりの郷 電話番号 04-2951-3001

介護支援専門員 内田 徹（管理者）

- ② 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・所沢市福祉部介護保険課 電話番号 04-2998-9420

(受付可能時間 月～金 8：30～17：15 祝日年末年始を除く)

・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 電話番号 048-824-2568

(受付可能時間 月～金 8：30～12：00、13：00～17：00 祝日年末年始を除く)

12 東所沢みどりの郷指定居宅介護支援事業所の概要（下記の法人に属しております。）

名称・法人種別 社会福祉法人 聖久会

代表者 理事長 内田 浩

本部所在地・電話番号 埼玉県所沢市大字坂之下 941-3

04-2951-3000